労災就学等援護費の改定について

参考資料1

労災就学等援護費は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく社会復帰促進等事業の一環として、労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族年金受給者のうち、学費等の支弁が困難と認められる方に対し、当該受給者又は当該受給者と生計を同じくしている子の学費の一部を支給するもの。

（1）支給額の改定

今般、家庭の教育費負担の現状等を踏まえ以下のとおり改正。

① 中学校（通信制以外）の在学生の援護費の支給額改定　　16,000円 → 17,000円

② 中学校（通信制）の在学生の支給額改定　　13,000円 → 14,000円

区分	平成27年度		平成28年度
大学生（全日制）	月額 39,000円	➡	月額 39,000円（改定なし）
大学生（通信制）	月額 30,000円	➡	月額 30,000円（改定なし）
高校生（全日制）	月額 16,000円	➡	月額 16,000円（改定なし）
高校生（通信制）	月額 13,000円	➡	月額 13,000円（改定なし）
中学生（全日制）	月額 16,000円	⬆	月額 17,000円（増額改定）
中学生（通信制）	月額 13,000円	⬆	月額 14,000円（増額改定）
小学生	月額 13,000円	➡	月額 13,000円（改定なし）
保育費	月額 12,000円	➡	月額 12,000円（改定なし）

（2）適用日

平成28年4月1日

＜全国健康保険協会作成＞